



# 週間情報



No.3033

発行日 平成30年9月4日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 東日本大震災からの復旧・復興状況を報告

岩手県消防長会・宮城県消防長会・福島県消防長会

平成30年8月22日（水）、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島3県の消防長会会長が、消防庁長官に復旧・復興状況等について報告を行いました。

今回の報告は、震災以降7回目となりますが、被災地の課題等を直接消防庁長官に説明する貴重な機会となっており、被災した各県の消防庁舎の復旧状況や消防水利の不能状況等の被災地が抱える懸案事項について説明し、国の継続的な支援・協力を要請しました。

<主な説明・申し入れ事項>

- 1 消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金の継続について
- 2 今後の大規模災害を見据えた支援制度の見直しについて
- 3 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金の継続について
- 4 業務継続に必要な健康管理等への配慮について



【状況説明の様子】

### ◆ 消防財政実務研修会及び法制執務研修会を仙台市において開催

全国消防長会

平成30年8月30日（木）、宮城県仙台市（宮城県消防学校）において、東北支部の協力のもと、同支部内で渉外を担当している職員等を対象として、前半に消防財政実務研修会、後半に法制執務研修会を開催しました。

当日は、65消防本部128名の消防職員が参加し、前半の消防財政実務研修会では総務省消防庁消防・救急課の伊藤信宏氏を講師に招き、「消防財政制度について」ご講義いただきました。

また、法制執務研修会では、消防本部内のリスク管理及びコンプライアンスの充実を図るため、全国消防長会顧問弁護士の木下健治氏を講師に招き、災害活動業務やパワーハラスメントに関する判例等についてご講義いただきました。研修会の後には、全国消防保険サービス株式会社の鈴木洋社長から、消防職員賠償責任保険等についてご説明いただきました。

法制執務研修会については、今後も実施したい支部や都道府県消防長会がありましたら、各支部を通じて事務局あてに申請してください。



【消防財政実務研修会の様子】



【法制執務研修会の様子】

## 消防本部の動き

### 行事

#### ◆ 消防車両等で「こうべ打ち水大作戦」を実施～涼を感じて熱中症対策～

##### 神戸市消防局（兵庫）

神戸市消防局では、平成30年8月6日（月）から9月16日（日）までの間、暑さをしのいで熱中症を予防することを目的に、「こうべ打ち水大作戦」を実施しています。

イベントの会場（鉄人ピアガーデン）及び消防署周辺において、消防車や水消火器などを使った消防局ならではの方法で打ち水を実施し、市民の皆様楽しんでいただきながら、熱中症予防の啓発を行っています。

イベント参加者からは、「実際に放水しているところを初めてみた！」、「涼しくなった。」など、好評をいただいております。是非、ご参加ください。



【会場（鉄人ピアガーデン）の様子】



【消防フェスタ会場の様子】

#### ◆ 「山の事故ゼロキャンペーン」を実施

##### 相模原市消防局（神奈川）

相模原市消防局では、平成30年8月11日（土）の「山の日」から18日（土）までの1週間、「山の事故ゼロキャンペーン」を実施しました。

当キャンペーンでは、JRの相模湖駅及び藤野駅の改札出口付近をお借りして、登山計画書入りティッシュを配布することにより、山の事故を防止する広報・啓発活動を実施しました。

実際に登山者とふれあい、会話をしながら広報・啓発活動を行うことで、登山者の事故防止への意識を高めるとともに、無理なく楽しむ登山を再認識していただけるキャンペーンとなりました。



【登山者で賑わうJR相模湖駅の様子】

## ◆ 東部消防組合消防通訳官指定書の交付式を実施

### 東部消防組合消防本部（沖縄）

東部消防組合消防本部では、平成30年8月15日（水）から17日（金）までの3日間、7名の職員を消防通訳官（英語担当者3名、中国語担当者4名）に指定し、指定書の交付式を行いました。

消防通訳官は、火災・救急・救助などあらゆる災害活動及び予防活動を含むすべての消防活動における通訳・翻訳を行うことを任務としています。

今後も、増加傾向にある外国人観光客への迅速・柔軟な対応を目指し、通訳対応の態勢整備を図っていきます。



【交付式後の記念写真】

## ◆ 「消防ブーツキャンプ山口」を開催

### 山口市消防本部（山口）

山口市消防本部では、平成30年8月17日（金）及び18日（土）の2日間、1泊2日の日程で、「消防ブーツキャンプ山口」を開催しました。

このキャンプは、市内小学校5年生から中学校3年生までを対象とし、消防の体験を通じて「規律」・「技術」・「チームワーク」を感じてもらうとともに、防火・防災に関する知識及び技術を習得するプログラムで、昨年に続き2回目の開催となります。

内容は、消防士体験、救命講習、119番通報要領、セルフレスキュー、炊き出し訓練及び避難所設営に加え、今年度から新たに着衣泳プログラムを取り入れました。参加した45名の子どもたちは、5つの分隊に分かれ、2日間、力を合わせて取り組みました。修了式では代表者による決意の言葉が述べられ、「これからも自分の身を守り、困っている人を助けます。」と誓ってくれました。

このキャンプが、郷土愛護や自助・共助の意識を育み、将来にわたる地域防災の担い手の確保に繋がっていくことを期待しています。



【キャンプの様子】



【記念写真】

## ◆ 「夏休み子ども消防教室」を開催

### 可茂消防事務組合消防本部（岐阜）

可茂消防事務組合消防本部では、平成30年8月18日（土）、幼少期において消防に興味を持ってもらうことを目的として、「夏休み子ども消防教室」を開催しました。

初めての開催となった当イベントには、事前に申し込みがあった管内の小学1年生から6年生の計37名と保護者が参加しました。

119番通報、火災時における避難の仕方、AEDの取り扱い及び胸骨圧迫について勉強するだけでなく、実際に防火服を着て消防車から放水を行ったり、ロープを渡るなど、消防職員の仕事の一部も体験してもらいました。

夏休み期間中ということもあり自由研究の題材にする子どもも見られ、参加した子どもや保護者からは「消防署の仕事がよくわかりました。」という意見が聞こえてきました。



【防火衣を着て放水体験】



【AEDの取り扱い・胸骨圧迫】

## ◆ こども消防士育成プロジェクトを実施

### 始良市消防本部（鹿児島）

始良市消防本部では、平成30年8月18日（土）及び19日（日）の2日間、こども消防士育成プロジェクトを実施しました。

両日ともに定員は30名とし、午前の部及び午後の部の2部構成で行いました。

午前の部の「消防・救助入門コース」では、救助袋、ボルダリング、煙体験、ロープ渡過及び放水訓練を実施しました。

午後の部の「救命入門コース」では、主に胸骨圧迫及びAEDの取り扱いを実施しました。

このプロジェクトは、子供たちに消防士の仕事を少しでも理解してもらうことはもとより、防災の大切さ、命の尊さ及び心肺蘇生法の重要性を若い世代に指導することで、バイスタンダーの救命意欲の向上につなげることを目的として行いました。



【消防・救助入門コースの様子】



【記念写真】

## ◆ キッズジョブ2018に消防車両を出展！

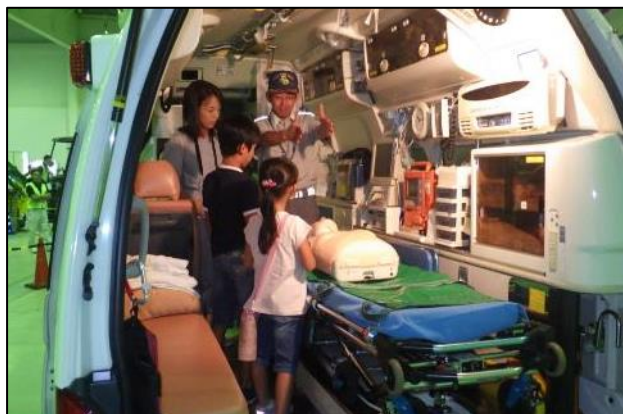
### 富士市消防本部（静岡）

富士市消防本部西消防署では、平成30年8月18日（土）及び19日（日）の2日間、ふじさんめっせにおいて開催された「キッズジョブ2018」に、消防車両等を出展しました。

イベントに参加した子どもは、実際に使用する消防資器材を手に取り、災害活動の臨場感を肌で感じる等、消防士の仕事を体験しながら学ぶことができました。

併せて開催した子ども向け防災教室では、紙芝居を通して火遊びの危険性を知るとともに、消火の重要性について楽しく学びました。

また、保護者向けに住宅用火災警報器及び感震ブレーカーについての広報活動を実施し、設置することだけでなく、設置後の維持管理の重要性についても再認識してもらいました。



【胸骨圧迫体験の様子】



【会場全体の様子】

## ◆ 第70回猪名川花火大会に伴う煙火消費検査及び同行研修を実施

### 池田市消防本部（大阪）

池田市消防本部では、平成30年8月18日（土）、第70回猪名川花火大会に伴う煙火消費検査及び同行研修を実施しました。

当消防本部では、毎年、猪名川花火大会に合わせて煙火消費検査を実施しています。今回の検査は、大阪府下の5消防本部（豊中市消防局、摂津市消防本部、枚方寝屋川消防組合消防本部、八尾市消防本部、交野市消防本部）の職員が同行研修として参加し、煙火の設置検査（数量・設置状況・保安距離等）及び消費検査を行うことにより、検査技術の向上を図りました。

今後も、火薬類取締法に係る事故の発生を防止できるよう努めます。



【検査の様子】



【花火大会の様子】

## ◆ 消防協力者に感謝状を贈呈

### 南渡島消防事務組合消防本部（北海道）

南渡島消防事務組合消防本部では、平成30年8月23日（木）、消防協力者4名に対して感謝状を贈呈しました。

当事案は、平成30年7月22日（日）、北斗市内で発生した軽自動車の単独事故による車両火災において、現場を通りかかった4名が協力し、119番通報及び付近の家から水バケツを借用して初期消火を実施するとともに、車両から避難できずにいた女性運転手1名を救護したものです。初期消火についても成功し、延焼拡大を防いで焼損被害を最小限に抑えました。

仕事の都合で2名は出席できませんでしたが、代表して出席された2名の消防協力者に対して感謝状を贈呈しました。

感謝状を受領した両名は、「運転手の女性の命が助かったことが一番です。」「当然のことをしたままですが、表彰されて光栄です。」とコメントされました。



【贈呈式の様子】



【贈呈式後の記念写真】

## ◆ 消防協力者への感謝状贈呈式を実施

### 大牟田市消防本部（福岡）

大牟田市消防本部では、平成30年8月24日（金）、建物火災において119番通報及び初期消火を行った消防協力者2名に対し、感謝状を贈呈しました。

当事案は、平成30年7月18日（水）に発生した木造平屋建ての住宅火災において、出火建物居住者からの協力依頼を受け、親子2名が119番通報及び家にある洗面器とバケツを用いて初期消火を行ったものです。

親子の勇敢な行動により、建物の延焼拡大が阻止され、火災による被害を最小限に抑えることができました。

よって、親子2名の功績を称え、消防長から感謝状を贈呈したものです。



【贈呈式の様子】



【贈呈式後の記念写真】

## 訓練・演習

### ◆ 消防・警察による震災救助合同訓練を実施

#### 吉川松伏消防組合消防本部（埼玉）

吉川松伏消防組合消防本部では、平成30年8月18日（土）、解体予定の旧吉川市役所庁舎を活用して、当消防本部、埼玉県警、警視庁及び千葉県警の4機関合同による震災救助合同訓練を実施しました。

この訓練は、地震により鉄骨造3階建ての建物が一部崩壊し、従業員10名が重量物に挟まれているという想定で行いました。

訓練では、先着した警察が、情報収集、安全管理及び従業員の避難誘導を開始した後、後着した消防隊・救助隊・救急隊と連携して合同指揮所の設置、要救助者の救出及びトリアージを行うとともに、警備犬による要救助者検索訓練も併せて実施しました。

この訓練を通し、消防と3都県の警察機関の間で情報共有及び活動連携の向上を図ることができました。



【訓練の様子】

### ◆ 新型インフルエンザ等の発生を想定した合同対策訓練を実施

#### 東山梨行政事務組合東山梨消防本部（山梨）

東山梨行政事務組合東山梨消防本部では、平成30年8月21日（火）、山梨県峡東保健所、構成市及び管内医療機関の感染対策担当者と合同で、新型インフルエンザ等に対する感染症対策の合同訓練を実施しました。

今回の訓練は、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係機関との連携について再確認するとともに、FULL PPE（感染防護服）の着脱訓練及び簡易アイソレーター着装訓練を実施しました。

今後も継続的に訓練を実施し、円滑に現場活動を実施できるよう関係機関と連携を図っていきます。



【訓練の様子】

## 研 修 等

### ◆ 消防本部幹部を対象とした永源寺ダム視察研修を実施

#### 東近江行政組合消防本部（滋賀）

東近江行政組合消防本部では、平成30年8月21日（火）、幹部職員を対象とした永源寺ダム視察研修を行いました。

この研修は、平成30年7月豪雨による災害に、当消防本部から57名の隊員を倉敷市真備町に派遣し、隊員から被災地の悲惨な現場状況や活動の報告を受けたことを契機に実施したものです。

当消防本部管内にも一級河川があり、大雨特別警報が発令された際には甚大な被害が発生する可能性が高く、ダムの構造、役割、運用及び放流の影響についての確認を行いました。

当研修を通して万一の事態に備えるとともに、住民の安全・安心の確保につなげてまいります。



【研修の様子】

### ◆ 東京消防庁におけるCBRNE災害対応研修会を開催

#### 豊田市消防本部（愛知）

豊田市消防本部では、平成30年8月21日（火）、当消防本部大会議室において、東京消防庁第三消防方面本部消防救助機動部隊機動科学隊長を講師として招き、「東京消防庁におけるCBRNE災害対応」をテーマに研修会を開催しました。

当研修会は、ラグビーワールドカップ2019の警備・協力体制の構築を目的に、当消防本部職員のほか、愛知県内の近隣消防本部（岡崎市消防本部、西尾市消防本部、幸田町消防本部、衣浦東部広域連合消防局）、愛知県警察及び自衛消防組織の計148名が出席し、東京消防庁の災害対応及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への備えなどを分かりやすくご教示いただきました。

当研修会を通してCBRNE災害に対する対策や知識の向上を図ることができ、大変貴重な研修会となりました。



【研修会の様子】



## ◆ 社会福祉施設等における夜間防火管理体制研修会を開催

### 稲敷広域消防本部（茨城）

稲敷広域消防本部では、平成30年8月23日（木）、社会福祉施設等の関係者を対象とした「第5回社会福祉施設等における夜間防火管理体制研修会」を開催しました。

当研修会では、火災発生時を想定した図上訓練（FIG：ファイアーイメージゲーム）を通し、火災発生時におけるさまざまな状況を把握すること、また、限られた人数で施設利用者を有効に避難させる方法について確認することができました。

研修会には、38施設から計51名が参加し、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルについて」（平成30年3月30日、消防予第258号）に基づく避難方法等を取り入れた訓練を行い、参加した施設関係者は、入居者の命を守るという使命感を持って真剣に取り組みました。

研修中は緊張感を持ちつつも和む場面もあり、また、施設の避難体制等に関して意見交換もでき、有意義な研修会となりました。



【研修の様子】

## その他

### ◆ 災害時における消防活動の協力に関する協定を締結

#### 西入間広域消防組合消防本部（埼玉）

西入間広域消防組合消防本部では、平成30年8月22日（水）、埼玉県解体業協会との間に、災害時における消防活動の協力に関する協定を締結しました。

この協定は、平成29年2月に発生した埼玉県三芳町の大規模物流倉庫火災を教訓とし、災害現場において重機などの活用が必要となった際、重機操縦に係る労務等の提供を要請し、消防活動の実施を円滑にすることを目的に締結しました。

大型物流倉庫において発生した災害に対し、消防が所有する資器材だけでは対応が困難な場合、大型重機を所有する解体業者に協力を仰ぐことができる体制を構築することで、迅速かつ効果的に消防活動を行うことができます。

当消防本部の井上管理者は、この協定の締結を機に、「当消防本部と協会が更に連携を強化し、今後予想される大規模災害が発生した場合でも、住民の生命及び身体を守ることができるよう、体制整備の充実を図ります。」と述べました。



【締結式後の記念写真】

### 消防庁通知等

#### ◆ 救急業務に使用する資器材管理の徹底について

(平成30年8月17日、事務連絡)

消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

各消防本部における救急隊員については、その職務の適正な遂行のため、救急自動車等に備える資器材の管理について努められていることと思います。

しかしながら、今般、救急救命士が傷病者に対して行う静脈路確保用の留置針を、無資格者が無断で持ち出し、同僚に使用するという事案が発生しました。

貴職におかれましては、下記(省略)に留意の上、適正な救急業務の遂行が図られるよう徹底し、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知徹底されるようお願いいたします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300817\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300817_jimurenaku.pdf))に掲載されています。

#### 【問合せ先】

消防庁救急企画室 救急推進係  
三島、石井、市川

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp

#### ◆ 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について

(平成30年8月20日、消防危第154号)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

近年、タブレット端末等の携帯型の電子機器(以下「携帯型電子機器」という。)は、接客、施設や在庫の管理、点検など様々な業務に利用されているところであり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、クレジット取引における顧客の面前決済を行うための端末としても導入が進められています。

また、「エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定)においては、石油製品の供給体制維持を後押しする観点から、給油取扱所におけるA I・I o T等の新たな技術の活用が求められているところです。

一方、給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合には、電気火花等によりガソリン等の可燃性蒸気に着火しないようにするとともに、適切な給油作業等の妨げとならないようにすることが必要となります。

このような状況を踏まえ、一般に流通している携帯型電子機器を用いて実験を行い(別添参照(省略))、その結果等に基づき、給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等を下記(省略)のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300820\\_ki154.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300820_ki154.pdf))に掲載されています。

#### (問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、池町係長、平尾事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

## ◆ 小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について

(平成30年8月20日、消防予第524号)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置基準については、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）により改正が行われ、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（6）項口に掲げる防火対象物で、床面積275㎡未満のもの（令別表第一（6）項口（2）、（4）、（5）の防火対象物にあつては、自力避難が困難な要介護者等を主として入居させるもの以外のものを除く。）についてスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところです。当該政令の改正を踏まえ、「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（平成30年4月9日付け消防予第280号）により実施した調査結果を、別添1（省略）及び別添2（省略）のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

当該政令改正によりスプリンクラー設備の設置義務が新たに生じ、未だ設置に至っていない既存施設に対し、引き続き、是正指導等を行うとともに時機を逸すること無く必要な是正措置を講ずるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300820\\_yo524.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300820_yo524.pdf)) に掲載されています。

消防庁予防課 設備係：四維、馬場 企画調整係：坂本、木村 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## ◆ 市町村長の災害対応力強化のための研修の開催について

(平成30年8月23日、消防災第152号)

消防庁次長から各都道府県知事あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

日頃から、防災・危機管理業務に御協力いただき誠にありがとうございます。

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しているため、こうした災害がどこでも起きる可能性があり、災害時には、短期間の内に膨大な業務に対応・処理することが求められ、市町村長（市長には特別区の区長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを十分発揮し、災害情報の収集、警報避難、応急活動、被災者支援、復旧・復興など、状況に合わせた的確な災害危機対応を行う必要があります。

しかし、このような災害危機対応は平常時には経験することが困難であることから、その経験が少ない市町村長がその経験を補うための機会を設けることは、市町村の災害危機対応能力を高め、災害の被害を軽減する上で、大きな意義を持つものと考えます。

このため消防庁では、市町村長が、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、市町村長の災害対応力の強化を図るための研修を下記（一部省略）のとおり開催することとしました。今回は風水害をテーマに、各局面において市町村長が特に留意すべき事項を確認しながら、報道発表のシミュレーション等も含めた実践的なスキルの向上を図ります。

つきましては、ご多忙の折大変恐縮ですが、貴都道府県内の市町村長あてにご周知いただくとともに、特に、災害対応経験の少ない市町村長や在任期間の短い市町村長が参加するようお願い申し上げます。

記

### 1 日時

(1) 第1回（主に市長優先）

平成30年11月14日（水）9時30分～12時00分

(2) 第2回（主に町村長優先）

平成30年11月30日（金）9時30分～12時00分

2 場所

全国町村会館ホール（東京都千代田区永田町1-11-35）

3 対象者

全国の市町村長 各回25名

※特に、災害対応経験の少ない市町村長や在任期間が短い市町村長が参加するようお取り計らいをお願いいたします。

※参加希望者が募集人数を超える場合、災害対応経験や市町村長在任期間等により調整させていただきます。ご了承ください。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300823\\_sai152.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300823_sai152.pdf)) に掲載されています。

（ 担 当 ）

消防庁国民保護・防災部防災課

外圍（ほかぞの）災害対策官、岡戸係長 電話：03-5253-7525

◆ 消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

（平成30年8月24日、消防予第528号）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

標記の件について、別添(省略)のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300824\\_yo528.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3008/pdf/300824_yo528.pdf)) に掲載されています。

消防庁予防課 担当  
設備係 四維、祝迫  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

**報道発表**

◆ 「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」の開催

（平成30年8月17日、消防庁）

動力ボート（エンジン付きボート）を活用した救助活動の充実を図ることを目的として、「動力ボートの効果的活用による救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、動力ボートによる救助活動を安全かつ迅速に実施するための活動要領等について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。

1 背景・目的

近年、局所的な豪雨、台風等により市街地が浸水し、住民が孤立する水難救助事象が多く発生しています。そうしたことから、昨年度、洪水・津波災害等における災害発生直後の水難救助活動に焦点をあて、その特徴や災害環境を的確に把握するための知識等を取りまとめ、装備

や技術に応じた活動内容の整理を図ることにより、専門部隊とそれ以外の隊員が効果的に連携し、安全かつ効果的な救助活動の実施につなげることを目的として検討会を行い、報告書をまとめました。

今年度は、その中で有効な救出方法として触れた「ボートによる救助」について、効果的な活用により、安全かつ迅速に多くの住民を救出することができる「動力ボート」の使用に焦点をあて、より専門的な見地から、その救助手法等について検討を行うこととしました。

このため、各消防本部の対応状況等について現状分析を行うとともに、これまでの実災害において培った経験や教訓を踏まえ、安全かつ迅速な救助活動を実施するための活動要領等について検討を行います。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/08/300817\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/08/300817_houdou_1.pdf)) に掲載されています。

<連絡先>

消防庁国民保護・防災部参事官付

担当：布川補佐、松浦係長、足立事務官

電話 03-5253-7507(直通)、FAX 03-5253-7576

#### ◆ 平成30年7月の熱中症による救急搬送状況

(平成30年8月22日、消防庁)

熱中症による救急搬送人員数について、平成30年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

概 要

○ 平成30年7月の全国における熱中症による救急搬送人員数は54,220人でした。

これは、昨年7月の救急搬送人員数26,702人と比べると27,518人多くなっています。

○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、傷病程度別等の内訳は次のとおりです。

・ 救急搬送人員数の年齢区分では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。

・ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度をみると、軽症（外来診療）が最も多く、次いで中等症（入院診療）、重症（長期入院）の順となっています。

・ 発生場所ごとの救急搬送人員数をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆(屋外)、仕事場①の順となっています。

※仕事場①とは、道路工事現場、工場、作業所等

・ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員数は、岡山県が最も多く、次いで岐阜県、京都府の順となっています。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/08/300822\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/08/300822_houdou_1.pdf)) に掲載されています。

(連絡先)

消防庁救急企画室

担当：小谷、小川、中西

電話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7532

## 情報提供

### ◆ 「ポカリスエット アイススラリー」販売期間延長のご案内

一般財団法人 全国消防協会

当協会の指定店登録業者である大塚製薬株式会社では、平成30年8月末までの期間限定で、当協会会員（消防職員）に対して、「ポカリスエット アイススラリー」の販売を行っていましたが、この度、全国の消防本部や消防職員からのご要望にお応えして、販売期間を平成30年9月30日（日）まで延長することといたしました。

当協会では、会員（消防職員）の皆様が引き続き有利な条件で当商品を購入できるように、当該販売を斡旋することとし、平成30年9月5日（水）に各本部宛に再度ご案内資料をメールで送付いたします。

つきましては、職員の皆様に一層のご周知をよろしくお願い申し上げます。



#### 【問い合わせ先】

業務課

担当：河野、石井（健）

電話：03-3234-1321

### ◆ 平成30年度「屋外タンク実務担当者講習会」の開催について

危険物保安技術協会

昭和52年（1977年）の消防法改正により、特定屋外タンク貯蔵所の基準が大幅に整備され、開放点検等が義務付けられ既に40年以上が経過しました。この間、地震災害や設備の経年劣化等が要因となり、火災、爆発、流出等の事故が何度となく発生しましたが、その都度、これらの事故を教訓として屋外貯蔵タンクの技術基準が見直され、安全対策等の整備が進められてきました。

また、近年、高度経済成長期に建設された屋外タンク貯蔵所などは、老朽化が進み維持管理のあり方が課題となっており、さらにソフト面では、保安の確保や技術の伝承が重要な課題となっております。

本講習会では、これらの課題を踏まえ、技術基準の重要性と安全を重視した維持管理のあり方に焦点を当て、事例等に基づいた実務的な要素を取り入れ、適切な審査等に関する知識・技術の習得を目的とし、下記のとおり開催いたします。

記

1. 主催  
危険物保安技術協会
2. 協賛  
全国消防長会、石油連盟、石油化学工業協会、日本非破壊検査工業会
3. 開催日時及び場所等
  - (1) 札幌会場
    - ア. 日 時：平成30年11月2日（金）
    - イ. 場 所：北海道自治労会館（3F 中ホール）  
札幌市北区北6条西7丁目（TEL：011-747-1457）
  - (2) 大阪会場
    - ア. 日 時：平成30年11月9日（金）
    - イ. 場 所：大阪科学技術センター（8階大ホール）  
大阪市西区靱本町1丁目8番4号（TEL：06-6443-5324）
  - (3) 北九州会場
    - ア. 日 時：平成30年11月16日（金）
    - イ. 場 所：毎日西部会館（9階ホール）  
北九州市小倉北区紺屋町13番1号（TEL：093-541-3031）

(4) 東京会場

ア. 日 時：平成30年11月30日（金）

イ. 場 所：A P市ヶ谷（8階Aルーム）

千代田区五番町1丁目10番（TEL：03-3511-3109）

※各会場とも10:00～16:50

4. 受講対象者

主に、屋外タンク貯蔵所を保有する事業所、タンクメーカー、非破壊検査会社及び消防機関等の屋外タンク貯蔵所に係る業務に携わる方を対象としていますが、特に限定はいたしません。

5. 受講料

15,120円（危険物総合情報システム登録者（有料利用）は、割引料金10,260円）

\*テキスト代・消費税を含む。

6. 開催プログラム

時 間	内 容	講 師
9:30～10:00	受 付	
10:05～16:50	(1) 屋外貯蔵タンクに係る技術基準の概要	危険物保安技術協会 タンク審査部
	(2) 基礎・地盤の概要と維持管理に係る留意事項	危険物保安技術協会 土木審査部
	(3) 屋外貯蔵タンク本体の補修の傾向と腐食状況について	危険物保安技術協会 タンク審査部
	(4) 屋外貯蔵タンクの開放点検結果に対する評価について	
	(5) 屋外貯蔵タンクの現地審査における留意点	

7. 受講手続き

(1) 申し込み

ア. 当協会ホームページ(<http://www.khk-syoubou.or.jp/>)を開き、「屋外タンク実務担当者講習会」にアクセスして、インターネットによりお申し込み下さい。

また、申請書をダウンロードし、FAXによるお申し込みも可能です。

イ. 各会場とも、講習会開催日の3日前までにお申し込み下さい。

(2) 問い合わせ先

申し込み手続き等不明な点につきましては、下記にお問い合わせ下さい。

連絡先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階  
危険物保安技術協会 屋外タンク実務担当者講習会事務局  
TEL：03-3436-2357 FAX：03-3436-2254 担当：陣内、葛窪、佐藤

## 機関誌「ほのお」記事募集

一般財団法人全国消防協会では、平成31年5月を目途に機関誌「ほのお」を一部改編することとしており、次のとおり試行（2019年3号までの試行）として新しいコーナーの記事を、募集しています。

- ① 知識・技術の伝承-教えて！消防技術
- ② 女性職員の活躍・推進

執筆要領等の詳細は、週間情報No.3032 又は機関誌「ほのお」2018年9号（9/25 発刊予定）を参照願います。

なお、消防ワイドについても随時、記事を募集しておりますので、引き続きご投稿お待ちしております。※消防ワイドは、150文字程度の原稿及びJPEG画像データを[honoo@ffaj-shobo.or.jp](mailto:honoo@ffaj-shobo.or.jp)に送信願います。

TEL：03-3234-1321（機関誌「ほのお」担当：原）

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

## 週間情報への投稿は企画課へ！

TEL：03-3234-1321 FAX：03-3234-1847 E-mail：[weekly@fcj.gr.jp](mailto:weekly@fcj.gr.jp)